２０２２年　 ２月 ２０日

自治労神奈川県立病院機構労働組合

第１２４号

　　　　　　　　委員長　村田　智津

横浜市中区日本大通り１

（本庁舎地下南西角）

☎045-201-2961

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１３年１２月　１日



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自治労神奈川県立病院機構労働組合



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　７１　号



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長：永井　美徳



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市中区日本大通り１

〇機構本部は、看護職員等処遇改善事業補助金の支給に際し、支給概要にもりこまれている、「医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能」という文言を軽んじ、趣旨は「看護職員が支給対象」と強弁し、コメディカル職を処遇改善対象から外した。

〇機構本部は看護職員等処遇改善事業補助金の支給を通じて、自らの判断として、日々医療現場で力を合わせて乗り切っている困難職場に新たな格差を作ったと言わざるを得ない。

〇自治労病院組合は引き続きコメディカル職種の処遇改善を求める！

〇職務段階別加算の詳細について「理事長判断」から県同様に誰が見てわかるように表記することを訴えた。

「処遇改善補助金」について自治労からも情報提供がある中で、機構本部に問い合わせたところ、機構本部からの提案事項も含め１月２８日の交渉となった。

　　提案内容は２P以降に示すとおりであるが、この処遇改善補助金の性格上、今年度中に支払い実績をも

って補助金申請ができるということで、交渉の決着を２月７日とし、理事会にかけたい。というスケジュ

ールで２月４日再度交渉を行った。

　　自治労病院労組は、オンライン会議を２月３日夜開催し、意見交換を行った。

　　組合としては、「医療機関が自らの判断として」コメディカル職種を支給対象にできるという国の考え

を重視し、実施するよう強く要求することとした。

交渉では、機構本部はコメディカル職種への支給について、補助金の算出基礎が看護職員数なので、他職種に拡大すると看護職員の単価が下がる。また「看護職員を対象に」の文言があるなどを理由に３病院の看護師のみとした。組合は、コメディカル職種の処遇改善を引き続き検討するよう訴えた。

**職務段階別加算割合表記を「理事長判断」から県同様の表記に変更を**！

職務段階別加算ってなんでしたっけ➡この表現は諸規定のどこにあるの？

今回提案の中に、管理職手当の変更に合わせて、職務段階別加算の変更が提案されています。

改めて、おさらいしましょう。

**〇まず、根拠になるのは、給与規程の（期末手当）第２６条４に次のように書かれています。**

４　事務職等給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に１００分の２５を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。以下省略

つづいて

〇**「職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程」の（加算を受ける職員及び加算割合）として第７条**には給与規程第２６条第4項及び再雇用職員就業規則第9条第6項の事務職等給料表（１）以外の給料表の適用を受ける職員で、事務職等給料表（１）の職務の級が4級以上の職員に職員として理事長が定めるものは、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

２・・同項100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合は、当該区分に対応する加算割合・・以下略

別表第１（第7条関係）：医療職給料表（２）と（３）のみ抜粋

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
| 医療職給料表（２） | 職務の級６級の職員（管理職手当受給者に限る） | 100分の15 |
| 職務の級6級の職員（管理職手当受給者を除く）及び5級の職員 | 100分の10 |
| 職務の級4級の職員 | 100分の5（理事長が別に定める職員にあっては100分の10） |
| 医療職給料表（３） | 職務の級7級の職員職務の級6級の職員（管理職手当受給者に限る） | 100分の15 |
| 職務の級6級の職員（管理職手当受給者を除く） | 100分の10 |
| 職務の級５級の職員及び4級の職員（理事長が定める職員に限る） | 100分の5（理事長が別に定める職員にあっては100分の10 |

**「理事長が別に定める職員にあっては」を**県はどのように規定しているでしょうか。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療職給料表（２）の加算割合100分の10該当者 | ・６級（15％以外）・５級・**４級「専門○○」のうち勤続２５年以上又は７３号給以上** |
| 医療職給料表（２）の加算割合100分の10該当者 | ・６級（15％以外）・看護係長・**５級（看護係長以外）のうち勤続２５年以上又は７0号給以上** |

※ご意見、ご質問がある方は、ご連絡お待ちしています。

ユニオンＣａｆé　のお知らせ

自治労ユニCafé“なんでも相談室の看板を掲げ

11：30～13：30までの２時間開きます。がんC・こども医療Cは１３時まで

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属名 | ３月 | ４月 |  | 会場 |  |
| 足柄上病院 | 　１１日 | 　　　８日 |  | 研修室２ | 第１火曜日が目安 |
| こども医療C | 未定 | 未定 |  | 第３会議室 | 第４金曜日が目安 |
| がんセンター | １３日 | 1７日 |  | 中会議室 | 第３木曜日が目安 |
| 循環器呼吸器病C | １４日 | １８日 |  | 小会議室３ | 第２金曜日が目安 |

どうぞ、時間を作って遊びにでも来てください。歓迎します。



